

平成28年度

事業報告書

特別養護老人ホーム	シエル名島
短期入所生活介護（予防）	シエル名島
通所介護（予防）	デイサービスセンター名島
居宅介護支援事業所	シエル名島

社会福祉法人 晃和会

1. 事業実施内容

(1) 事業規模

ユニット型介護福祉施設（特養入所）	100床
短期入所生活介護（ショートステイ）	10床（別途特養空床利用有）
通所介護（デイサービス）	30名
居宅介護支援事業（ケアプランセンター）	

(2) 実施内容

- ① 生活援助 ② 食事提供 ③ 健康管理 ④ 機能訓練 ⑤ 相談援助

2. 施設内会議

- (1) 施設の管理・運営や援助の方針の統一化を図るため、施設運営会議、部署会議、ユニットリーダー会議を月1回開催した。
- (2) ご入所者一人ひとりのよりよいケアの検討については、定期的に各職種が集いサービス担当者会議を開催した。また、困難事例や介護事故が発生した際には、その対策を講じるために、全職種による個別カンファレンス等を開催した。

3. 委員会（特養・ショートステイ・デイサービス・居宅）

各種の代表の参加によりご利用者の生活援助の向上と充実、施設内の事故防止、衛生管理を図るため、事故防止検討委員会・感染症対策委員会・身体拘束廃止委員会・給食委員会・褥瘡予防対策委員会を設置した。各行事に関しては行事实行委員会を設置した。

以下は、平成28年度の委員会開催回数である。

委員会名	回数
事故防止検討委員会	12回（毎月）
感染症対策委員会	12回（毎月）
身体拘束廃止委員会	4回（4月・7月・10月・1月）
給食委員会	12回（毎月）
褥瘡予防対策委員会	9回（4月・7月・10月は2回11月・12月・1月・2月・3月）
行事实行委員会	12回（毎月）

4. 防災訓練(火災)

火災時に迅速に情報が伝達出来るように緊急連絡網の整備と、防火管理者と各ユニット、設備ごとに火元責任者を配置し、初期消火・通報・避難誘導訓練を実施し防火に対する意識向上や災害時の行動確認に努めた。

以下は、平成28年度の訓練及び点検の実施日

訓練・点検日	実施日
消防(防火)訓練	平成28年 4月15日 (昼間想定)
	平成28年10月21日 (夜間想定)
消防設備点検	平成28年4月22日・平成28年10月21日

5. 入所者処遇

特別養護老人ホーム事業

(1) 生活援助

① 食事

ご入所者の自立支援のためにできるだけ離床して共同生活室にて食事環境を整備し、体調等を考慮しながら、延食や居室での食事摂取など、自助具の使用や摂取量の把握に努め、ご入所者の状態に応じた対応を図る事に努めた。

また、ユニット間でご利用者や職員が協力し、調理レクリエーションとして、ホットケーキ作りを実施した。行事食では、巻き寿司やにぎり寿司、お刺身の提供では大変好評でした。

② 入浴

ご入所者の身体状態に合わせて、個浴、特浴、シャワー浴から安全な入浴方法を選定し、週2回以上の入浴を実施した。入浴が困難な身体状態の際には、随時、清拭（蒸しタオルなど）を実施し、身体への負担軽減を図り清潔保持に努めた。また、皮膚状態の観察（褥瘡防止）など異常の早期発見に努めた。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、ご入所者の個々の身体状況に応じた排泄方法にて援助を行った。また、適切な声かけやご入所者の羞恥心に配慮したサービスの提供を行った。

④ 着替え

起床時・就寝時の着替えを職員が意識し、ご入所者の日々の生活時間での着替えへの誘導や援助に努めた。

(2) 健康管理

ご入所者が心身ともに健康で、安定・充実した施設での日常生活が送れるように、嘱託医と看護・介護職員を中心に他職種との連携を図り、入所者の健康管理を行った。必要に応じて、協力医療機関へ受診するなどの対応を行い、異常の早期発見に努めた。

また、義歯の調整、歯科治療、口腔ケアについては、協力歯科医・歯科衛生士の指導のもと、口腔内のケア向上の取り組みに努めた。

(3) 機能訓練

ご入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を、日々の生活の中で取り入れ、ご利用者・ご家族の確認を行い機能訓練に努めた。

(4) その他援助

- ①居室での寝たきり防止のため、医師より制限のあるご入所者以外はできるだけベッドから離れて過ごしていただくよう、離床に努めた。
- ②清潔で快適な日常生活が送れるように、適切な身だしなみができているか、看護・介護職員で確認を行った。
- ③ご入所者を尊い敬う気持ちを持って、適切な接遇ができるよう努めた。

(5) 医療・看護・機能訓練業務の実施状況

ご入所者の日常の健康状態については、看護師が各職種と連携を図り、状況把握に努めるとともに、身体の変化、又は異常が認められた際は、迅速に嘱託医の診察、または観察報告を行い、必要に応じて協力医療機関へ受診するなどの対応を行った。

機能訓練については、個々のご入所者の身体状況の把握を行うとともに、ご入所者同士のふれあいの機会としてのレクリエーションを実施、個々のご入所者の身体機能の回復とその維持に繋がる個別機能訓練を実施した。また、ご家族に対しては、計画や状態についての説明を計画書及び評価表を使用する。

①入所者の健康管理

毎日の健康状態を観察・確認して、バイタル（体温・血圧・脈拍）の測定、薬の服用、常備薬等の管理、処置等が必要なご入所者に対しては医師の指示のもと、処置を実施した。

②嘱託医師による定期的な診察

高松哲也先生（内科） 週1回
早瀬雅樹先生（精神科） 月2回
原町歯科医院（歯科） 週1回及び必要時

③協力医療機関への外来受診及び入院

福岡輝栄会病院・南折立病院との連携を図り、その他施設所在地周辺の病院や診療所においても、ご入所者の身体状態に応じて受診または入院の協力を要請した。

④入所者のご家族との連携

ご入所者の身体状況や疾患状態に応じて、ご家族には医療機関への受診・付き添い・送迎などの協力を要請した。

⑤感染予防対策及び発症後の拡大防止策

感染症対策委員会での予防対策及び内部研修を行い、全職員への周知徹底を行った。

また、インフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種の呼びかけ、施設内掲示にてご家族へ周知を図った。

⑥職員の衛生管理

業務毎の手洗いの励行、状況（感染症拡大防止など）に応じたマスクの着用、手指消毒液による消毒・施設内換気を実施した。

⑦日常生活動作の維持

施設での日常生活動作におけるリハビリテーションを主として、心身機能低下の防止、維持向上に向けた働きかけを様々な介護場面を通して行った。また平成29年5月より嚥下などに障害や危険性が有る方を対象に経口維持加算の算定をお勧めし、経口摂取の継続が出来るように準備を進めている。

(6) 食事の実施状況

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供をしている。

療養食については、医師の指示に基づき糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・脂質異常症食・心疾患に関して減塩食を実施している。心身状態に合わせたサービス提供できるよう努めた。

①食事時間

朝食 8：00～、昼食 12：00～、夕食 18：00～

②食費

1日 1,380円（所得段階により金額を設定）

③環境整備

安全な食事を提供するために、調理環境の整備とともに、細菌検査（検便）を定期的実施している。

④検食

食事を評価するために、朝食、昼食及び夕食についての検食を実施した。

⑤非常食

地震や火災等の災害に備えて、非常食（2日分）を備蓄した。

(7) 地域との交流

①体操教室への地域交流スペースの提供など

月に2回地域の方々が自主的に体操教室を開催されており、地域交流スペースの提供や体操の指導（要請時）を行っている。

②「名島ささえあいネット」への参加

平成29年1月より名島校区にある各老人施設、東第7包括支援センター、東区社会福祉協議会などで名島校区の地域福祉について考える「名島ささえあいネット」が発足しており、発起人として活動に参加している。現在どのような活動を行なっていくかを月1回ペースで打合せしている。

③ボランティア報告

社会福祉協議会紹介により、話し相手（世間話など）1回程度/2週間（不定期）1名登録及び傾聴ボランティアとして1回程度/2週間程度参加を頂いている。

デイサービスでは、将棋（1回/週程度）ボランティア活動に参加頂いている。

短期入所生活介護事業

短期入所生活介護にあたっては、居宅サービス計画に基づき、ご利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活が連続したものとなるように配慮しながら、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、ご利用者の心身機能の維持、並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を努めた。

ご利用者の心身の状況により若しくは、ご家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由、又はご利用者のご家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象に短期入所生活介護サービスを提供している。

通所介護事業

通所介護（介護予防通所）デイサービスセンター名島は、居宅サービス計画に基づき、ご利用者一人ひとりの意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活が連続したものとなるように配慮しながら、通所介護を利用していただき、自立的な日常生活を営むことを支援する。また、ご利用者の心身機能の維持・向上、並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る為の提供サービスです。

（1）生活援助

①入浴

ご利用者の身体状態に合わせて、個浴、シャワー浴、座浴特殊浴槽、寝浴特殊浴槽から安全な入浴方法を選定し、ケアプラン、サービス提供票に沿って入浴を実施した。入浴が困難な身体状態の際には、清潔保持のために清拭を実施した。

②排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の個々の身体状況に応じた排泄方法にて援助を行った。清潔の保持に努めるのはもちろんのこと、適切な声かけやご利用者の羞恥心に配慮したサービスの提供に努めた。

③通所介護を利用することによって、他ご利用者との交流や、生きがいを見つけていただくよう支援を行った。

④ご利用者を尊い敬う気持ちを持って、適切な接遇ができるよう努めた。

（2）食事

通所介護の利用目的の一つとして上げられる昼食を、良い雰囲気の中で摂って頂けるよう環境整備に努めた。また、昼食前には誤嚥防止のために嚥下体操を実施した。体調等を考慮して、延食やベッドでの食事摂取など、ご利用者の心身の状態に応じた対応を行った。自力摂取が困難であるご利用者に対しては、ご自身のペースで安全に摂取できるよう心がけながら介助を実施した。

（3）健康管理

ご利用者が心身ともに健康で、安定・充実した在宅での日常生活が送れるよう看護・介護職員にて健康管理を行った。必要に応じて、医療機関やご利用者の主治医である医療機関へ受診するなどの対応を行い、異常の早期発見に努めた。また、月1回の体重測定を実施して、ご利用者及びご家族へ報告をした。

(4) 機能訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練とプラットホームを使用した主要関節の可動域向上ストレッチ運動など個別訓練以外に利用時の提供時間内で取り入れ実施した。

(5) 相談援助

通所介護を利用するに当たっての希望・要望などを事前に伺い、ご利用者が安心して、且つ楽しく利用できるよう、ご家族及び関係事業所（担当介護支援専門員）と協議を行い、利用が円滑に進むように努めた。

(6) 送迎サービス

ご利用者個人の心身状況及び地理的状況等を考慮し、送迎車両・送迎ルートを設定し、無理のない送迎サービスを提供した。運転は安全第一を念頭に置いた走行を心がけ、日常的な清掃、送迎前後の車両の点検・整備の実施、ご利用者の安全確保に細心の注意を払い、ご利用者が快適に乗車できるように努めた。

(7) 活動（レクリエーション等）プログラム

年間行事計画を立て、月毎の誕生日会や季節の行事に合わせた施設内・外のレクリエーション等を実施し、できるだけご利用者のニーズに合わせた企画・提供に努めた。

(8) 日常生活総合事業への取り組み

平成29年4月より福岡市にて日常生活総合事業の開始に伴い、介護予防型通所サービス（みなし）の提供を平成29年4月より開始する。また平成29年5月より生活支援型通所サービスの新規指定を受ける。地域包括支援センターへの事業開始の案内、営業を行っている。

居宅介護支援事業

居宅介護支援事業所は、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるように助言し援助を行う。また、提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、行われねばならない。

利用者が要介護状態になった場合においても可能な限りご自宅での生活が継続できるように、介護保険やインフォーマルサービスを的確に調整援助に努める。

(1) 事業の実施地域

福岡市東区、福岡市博多区、福岡市中央区
古賀市、新宮町、久山町、粕屋町、志免町、須恵町、篠栗町

(2) 秘密保持

介護支援専門員は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。

